

令 2 香南市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和 2 年 2 月 20 日

香南市監査委員 岩本 淳

同 有岡 正博

同 宮崎 晃行

令和元年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象事項

- (1) 平成 30 年度 負担金補助及び交付金(市単独補助金)のうち、監査委員が選定したもの
- (2) 平成 30 年度 ポートピア土佐の環境整備費関係

2 監査の対象課

- (1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

建設課、防災対策課、人権課、商工水産課、農林課、環境対策課、総務課、
地域支援課、高齢者介護課、上下水道課、生涯学習課、学校教育課、消防本部

3 監査の期間

令和元年 11 月 5 日から 15 日まで

4 監査の実施方法

- (1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

関係書類を調査及び実地確認するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施し、以下の項目について重点的に調査を行った。

- ア 財政的援助の決定は法令等に適合しているかどうか。
- イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かどうか。
- ウ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するかどうか。

5 その他

令和元年11月14日の生涯学習課の市美術展実行委員会補助金監査については、地方自治法第199条の2の規定に基づいて、岩本淳委員は除斥した。

第2 監査の結果

1 財政援助団体等関係

今回の監査は、財政援助団体等関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から聴取し監査を行った。

概ね規定どおり執行されていると認めるが、一部の課においては、関係書類の不備・不足が散見され、組織内のチェック体制が十分機能していない状況が見受けられた。

また、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらを踏まえ、根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 要綱の作成及び各種要綱の見直しについて

補助金に関しては、香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）が定められているが、市単独で補助金を支出している補助金については、企画財政課から担当課で要綱を作成する旨の指導をされている。

今回の監査の対象となった補助金の中には、未だ要綱が作成されておらず、交付規則により運用されているものがあつた。

また、その他の補助金の中には、要綱で規定された内容が実際の運用に合っていないものも見受けられ、今一度見直しを行う必要があると思われる。

今後は、速やかにそれぞれの補助金の内容にあつた要綱の作成・改正を検討されたい。

ア 要綱未作成の補助金

交通安全市民会議補助金（防災対策課）

県中学校相撲選手権大会補助金（学校教育課）

市体育協会補助金、市スポーツ少年団補助金（生涯学習課）

(2) 土佐塩の道保存会香南支部補助金について（商工水産課）

当該補助金に関しては、年度内に実績報告書が提出されておらず、そのため検査調書兼確定書が未作成で、不適正な事務処理となっている。

実績報告書については、交付規則第 14 条で、「補助事業者は補助事業が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。」とされており、実績報告書の検査は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しているかを確認するものである。

補助金という公金を取り扱う以上、補助事業者はルールを遵守する意識が必要であり、担当課は補助事業者が適正な事務処理を行うよう指導することが必要である。

今後は、事業完了後は補助事業者へ実績報告書の速やかな提出を求め、法令に則った適正な事務処理に努められたい。

(3) 恋い・めぐりあい応援事業費補助金について（地域支援課）

実績報告書に当該補助金要綱で規定されている添付すべき書類の一部が、事業者から提出されておらず、検査調書兼確定書は作成されているが、補助事業内容が補助金の交付決定の内容に適合しているかの確認が出来たかが判断しがたい。

また、補助金確定通知の回議書が不存在であるため、確定通知書が作成されているか不明である。

今後は、補助事業者から実績報告が提出された際には、書類の内容を精査し、適切な指導を行い、適正な事務処理に努められたい。

(4) 各種スポーツ大会選手派遣補助金について（生涯学習課）

交付規則第 8 条の交付の条件の規定において、「補助事業費の 100 分の 20 を超える補助金額の増減が生じる場合においては、市長の承認を受けること。」とされている。

当該補助金において補助事業費の実績額が 100 分の 50 や 100 分の 40 の減額となるケースが見受けられたが、同条第 2 項に規定されている「補助事業変更承認申請書」が、提出されておらず不適切な事務処理となっている。

今後は、根拠法令に留意し、担当課としてチェック機能の強化を図り、補助対象者に適切な指導を行い、適切な事務処理に努められたい。

(5) 市長杯サッカー大会補助金について（生涯学習課）

当該補助金は、中学校の部と小学校の部で開催されるサッカー大会への補助金である。当該年度においては、中学校の部は台風のため大会が中止となっているが、実績報告書には中止となったことは記載されていなかった。また、申請時の収支予算書と実績報告書の収支決算書との内容が大きく変わっているが、その理由が示されておらず、不十分な内容の実績報告書で検査を行っている。

今後は、補助事業者から実績報告書が提出された際には、提出書類の内容を充分精査し、必要な記載がされているか等を確認し、適切な事務処理に努められたい。

(6) 香南地区少年警察ボランティア協会補助金について（生涯学習課）

当該補助金については、実績報告書は提出されているが、検査調書兼確定書が作成されておらず、検査を行ったかの確認が出来なかった。また、検査調書兼確定書が作成されていない理由も不明確であり、不適正な事務処理となっている。

検査は、補助事業の成果が補助金の交付決定等の内容に適合しているかを確認するものである。検査調書兼確定書については、交付規則第15条で、「条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、作成するものとする。」とされている。

今後は、根拠法令を遵守し、補助金検査における必要書類を作成保存し、審査内容等を明確にした事務処理に努められたい。

(7) 青少年育成市民会議補助金について（生涯学習課）

当該補助金においては、文書の不存在についての指摘を過去3年間続けて行っており、昨年度においては、適正な管理及び整理を行う旨の措置報告を提出しているにもかかわらず適正な事務処理がなされているとは、到底言えない状況であった。

実績報告書の提出はされておらず、検査調書兼確定書が作成されていない。また、補助金交付伺いの回議書における決裁区分も市長まで必要にもかかわらず、課長までとなっており、補助金交付額の返還金が発生しているが、当該年度内の処理が出来ておらず、翌年度に戻入処理を行っていた。

以上のことから、かなり不適正な事務処理であると言わざるを得ない。

昨年度も文書の管理について、今一度、課内の管理体制を見直し、適正な整理及び管理・保存の徹底に努めることを強く望むと指摘を行い、担当課からは、「チェックシートを係で作成し、事業ごとに主担当と副担当で確認し、課内で再度チェックし、周知徹底を行った。」との措置報告が提出されたが、全課員が認識し、実行されているとは言い難い。

再三にはなるが、課内での管理体制の見直しと全課員が根拠法令を改めて確認し、文書の適正な整理及び管理・保存の徹底に努めることを望むものである。

第3 総括

本監査を通じて、全体として改善されてきてはいるが、一部の課では、管理体制がなされているとは言えない状況であった。

総括課である企画財政課より、補助金に係るルールについての周知が度々行われているにもかかわらず、改善されていない状況が継続していることは遺憾である。

検査については、年度内の実施、事業が交付決定の内容に適合しているか慎重にすべきとの周知がされているが、検査の精査不十分や検査調書の未作成など、交付規則に則っていない不適切な事務処理が確認された。

補助金は、地方自治法で公益上の必要がある場合において認められたものである。自治体の根本原則は法令による行政の展開であり、その運営は、法令や条例などの法規範を守って展開することが必要不可欠であるが、自治体職員が法令を理解しなければ、遵守することはできない。

補助金事務の担当課においては、課内の管理体制を見直すとともに関係法令の再確認を行い、適正な事務執行に努めることを望むものである。